

■横浜市学力・学習状況調査

横浜市では、児童の学習状況を客観的に把握するため、全市一斉の調査を行っています。今回の日程につきましては、次のように実施いたします。

	1～2年	3～6年
9日(木)	国語	国語・理科
	生活・学習意識調査	
10日(金)	算数	算数・社会

(持ち物) 2年 ものさし、三角定規
 3年 ものさし、三角定規、コンパス
 4年 ものさし、三角定規、コンパス、分度器
 5年 ものさし、三角定規、コンパス、分度器、地図帳
 6年 ものさし、三角定規、コンパス、分度器
 ※持ち物の忘れ物のないようお願いします。
 ※当日の授業は、全学年5校時までです。
 ※個人の結果については、3月末までにお渡しします。
 全校の調査結果概要につきましては、後日おたよりでお知らせします。

■クラブ活動見学

来る4月から初めてクラブ活動に参加する3年生が、活動に参加する期待と意識をもてるようにするため、7日(火)に3年生によるクラブ見学を実施します。(3年生は6校時までとなります)

■5組 緑区合同学習発表会

17日(金)に緑区合同学習発表会が行われます。5組の児童が緑公会堂に集います。「みる人もする人もりっぱに」をめあてに、ダンス「シェア ザ 長津田」を披露します。発表会に向け一生懸命に練習しています。

■入学説明会開催

来年度に新1年生として本校に入学する児童の保護者対象として、入学説明会が23日(木)14:00から体育館で行われます。(受付は13:40～です)
 これにともない1、2年生は4校時までの授業になります。(バス13:20)

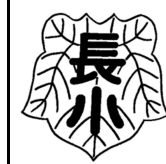
■校内募金活動などの結果ご報告

先月行った校内募金活動の結果をご報告いたします。
 ・平成28年熊本地震義援金募金 22,530円
 ・東日本盲導犬協会 切手 2,728円分
 はがき 759枚
 たくさんのご協力、ありがとうございました。

日	曜	主な行事
1	水	朝学習 / 幼保小交流(1年) / 学校カウンセラー(午後)
2	木	すくすくタイム
3	金	保健集会 
4	土
5	日
6	月	朝会
7	火	クラブ活動(3年見学あり) たてわり遊び(中休み)
8	水	避難訓練 / 朝学習
9	木	横浜市学力学習状況調査 1日目 / 全学年5校時下校
10	金	横浜市学力学習状況調査 2日目 / 全学年5校時下校
11	土 建国記念の日
12	日
13	月	国会見学(6年)
14	火	朝会(個別級の学習発表会) クラブ活動(最終回) / 避難訓練予備日
15	水	作文放送(1年) / 代表委員会
16	木	
17	金	個別級学習発表会(緑公会堂)
18	土
19	日
20	月	朝会
21	火	クラブ活動発表(1校時) ↑ 6年バイキング給食 ↓
22	水	朝学習 / 学校カウンセラー(午前)
23	木	読み聞かせ / 1・2年給食終了後下校(13:00下校 / 13:20通常バス) 入学説明会(13:40受付開始/14:00開会 体育館)
24	金	集会 / 授業参観・懇談会(4・5年)
25	土
26	日
27	月	音楽朝会
28	火	委員会活動(3月分) / 学校保健委員会②

【3月上旬の学校行事】

3月 2日(木)	6年授業参観・懇談会
3月 3日(金)	1・2・3年、5組 授業参観・懇談会、学校報告会



学校だより

自ら学び たくましく 心豊かな子

横浜市立長津田小学校

2月号【第543号】

平成29年1月31日

<http://www.edu.city.yokohama.jp/es/nagatuta-es/>

「人権週間」の話

校長 鷲山龍太郎

寒さの中でも、2月には立春を迎え、太陽の眩しさを足元に春を告げる花が輝いていることに驚くことがあります。また、学年末の季節。6年生の単立ちと、各学年が進級を迎え、学校では別れと新しい出会いが近づいている季節です。子どもたちはマラソン記録会で自分の記録に向かって取り組み、頑張りました。その子どもたちの姿に春の日差しのような眩しさを感じました。

●人権週間の話で人権についての知識理解を徹底

2月には「世界人権週間」があり、各学校でも取り組みが行われています。本校では、「人権」とは何か、「いじめ」とは何かについて、校長の話で子どもたちに語りかけるとともに、校長が提示したフリップを各教室で発達段階に応じて指導して、人権についての知識理解を徹底。そして各クラスの「人権宣言」を考え、放送で発表するという取り組みをしました。各学級の人権宣言は立派でした。

●「人権」とは「自分がされたくないことは人にしてはいけない」

校長の話では、まず、世界人権宣言について平易に説明しました。世界の目当てとして、「すべての人が安心して生きることができる権利」であることを示しました。それは、今や長津田の子が暗唱できる「己の欲せざる所は人に施すこと勿れ」と同じことを言っていることに気づいた子も多かったです。

●新しい「いじめの定義」を理解する

小学校で起きる人権侵害事案、それが「いじめ」です。これまでの深刻ないじめ事案の反省から、「いじめ防止対策推進法」が平成25年に制定されました。そこに示された「いじめの定義」は、「された子が心身に苦痛を感じている」状態を起因した子どもの「心理的又は物理的な影響を与える行為」とされています。このことを学校職員は深く理解しなければならず、研修が行われています。また、児童にも切実な問題として理解させ、保護者の皆様にもご理解いただきたいと思えます。

●いじめにおける第一の過ち「やられたら、やり返していい？」

いじめ解決の指導をしていると、加害側の子から、よく出てくる言葉が、「だって！」です。加害側の子も、被害側の子が自分でも自覚のないままに相手に苦痛を与える行為をしていたケースがあります。だからと言って。「いじめられた子にも原因がある。」と合理化することは大きな間違いです。「それぞれ別件のいじめ」なので。これを「別件処理の原則」とします。それぞれの加害行為を図に描いて表すと、どちらの子も、自分の心と行為を見つめ直して解決し、成長していくことができます。

●第二の過ち「友達がいじめているから、自分もいじめる」

集団によるいじめの場合、被害児童への直接的な動機をもっている児童と、そうでない児童がいます。自分もいじめる側に入らないと、友達を外されるのではないかと。次は自分がされるのではないかと、という恐怖心があります。だから一度できたいじめの構造は徹底的な解消が必要で、そのためには、一人一人の異なる動機を解明して、自分でそれに向き合い、抜け出させ、成長させていくことが必要です。

●多様ないじめの動機を解明し、抜け出すように支援、成長させる

いじめには、10ほどの理由があると考えています。感情系の動機として、「怒り・差別心・快感・欲望・報復心」認識系の動機として「同調・合理化・鈍感・安全への誤認・自己肯定感の低さ」などがあります。いじめ解決は、被害側の子からの事実の確認と心のケア、事実の確認と「いじめ」であることの確認、いじめた子にも寄り添った動機の解明、自発的な謝罪、両者の人間としての成長、をもって進めます。基本的に、自分たちで考えさせ、判断させ、行動させていきます。自分が変わり、解決できたという達成感で表情から暗雲が去った時、いじめられた子もいじめた子も救うことができます。

長小の子どもたちは、知識として「人権」「いじめ」についてかなり理解できたことが、各クラス人権宣言でも見て取れました。それでもどの子もいじめる側にもいじめられる側にもなる可能性はあります。

保護者の皆様も以上のことをご理解いただき、お子様が他の子どもとの関係で「心身の苦痛」を感じているようなら、早期に学校にご相談を。また、いじめる側になっていけば、「別件処理の原則」「動機の理解」をもってご指導と、子どもを成長させるいじめ解決へと、学校へのご協力をお願いいたします。

また、どんな理由があっても相手の心身を苦しめることを目的とした行為=いじめは決して行ってはならないこと。家庭教育と、自己肯定感をもって生活できる心の育成をお願いいたします。